

3 循第 106 号
令和 3 年 4 月 26 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 3 版の公表に伴う産業廃棄物処理業
許可証の書換え措置について

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、環境省策定標記マニュアルにて産業廃棄物である汚泥が石綿含有産業廃棄物に該当する可能性が明記されたことに対応するため、次回許可処分までの間に当該産業廃棄物を取り扱う旨を申し出た処理業者については、対象品目を明記して許可証を書き換える措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、具体的な申出方法等については、県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/h15700/sekimengannyuodei/top.html>) に掲載しますので、会員等への周知に御協力願います。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 角田
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354